

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1 長崎市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

長崎市には、令和4年（2022）2月時点で国指定の文化財47件（国宝3件、重要文化財32件、重要無形民俗文化財1件、史跡9件、天然記念物2件）、国選定重要伝統的建造物群保存地区2地区、国選定重要文化的景観1件、国認定旧重要美術品4件、国登録文化財32件（登録有形文化財31件、登録記念物1件）、長崎県指定文化財69件、長崎市指定文化財131件の計286件が所在している。このほか国の記録選択5件（記録作成等の措置を講ずべき無形文化財1件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財4件）がある。

国、長崎県及び長崎市の指定文化財については、文化財保護法や長崎県文化財保護条例、長崎市文化財保護条例、長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例、その他関係法令に基づき、所有者・管理者と連携しながら保存のための適切な措置を講じるとともに、地域住民の理解のもと、民間事業者等と連携して、文化財の価値や魅力を高めるための効果的な活用を図る。

これら文化財のうち保存活用（管理）計画を策定しているものについては、計画に基づき適正な保存管理、環境保全、防災、活用を図る。保存活用計画未策定の文化財についても、適切な保存整備や活用を図るため、保存活用計画の策定指針などに則って、計画の策定に取り組む。また、重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観については、保存計画に基づく歴史的建造物や歴史的な市街地環境・景観などの保全、整備に努める。

伝統芸能や民俗芸能などの無形文化財と無形の民俗文化財については、保存団体等に対する後継者育成や用具等の修理・整備への支援に引き続き取り組む。未指定の文化財についても一層の実態把握を進め、価値が認められるものについては、指定・登録制度に基づく適切な保存・活用に努める。

また、長崎市歴史文化基本構想において設定した歴史文化保存活用区域や関連文化財群の考え方に基づき、歴史的風致の維持及び向上のため、文化財とその周辺環境を含めた一体的な保存・活用を図るための取組みを進めて行く。さらに、今後、長崎県において策定予定の「文化財保存活用大綱」を踏まえた「文化財保存活用地域計画」の策定を検討する。

(2) 文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の修理・整備については、所有者・管理者等との協議のもと、保存状態などを考慮して計画的に実施する。この場合においては、文化財本来の価値を損なわないよう、史料や必要な調査に基づく修理・整備によりその真正性を担保するとともに、文化財保護法や長崎県文化財保護条例、長崎市文化財保護条例、長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例その他関係法令を遵守し、文化庁、長崎県学芸文化課との協議や、長崎市文化財審議会、長崎市伝統的建造物群保存地区保存審議会、及び個別の文化財の保存・整備委員会における専門家の指導・助言を踏まえて実施する。

文化財の修理・整備に携わる技術者やヘリテージマネージャー等の専門家の育成を支援するとともに、修理・整備に要する所有者等の財政的な負担軽減を図るため、国、長崎県の補助制度の活用と併せ、長崎市指定文化財等保存整備事業補助金による支援措置を講じる。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

展示・情報発信施設については、長崎の歴史文化に関する資料の収集、調査研究、展示を行い、広く長崎の歴史文化に関する総合的な情報発信を行う「長崎歴史文化博物館」のほか、市内の各所に埋蔵文化財、伝統芸能、伝統工芸、キリスト教関係資料、歴史民俗資料、海外交流史資料、近代化遺産関係資料、被爆資料など、長崎の重層かつ多様な歴史を反映した、それぞれのテーマに特化した展示施設が所在している。今後もこれらの施設における資料の収集・保存や調査研究、展示・解説の充実に努めるとともに、施設相互間の連携を図り、文化財の適切な保存・活用と、その価値や魅力の効果的な発信に取り組む。施設の老朽化、狭隘化などにより新たに施設を整備する必要がある場合は、機能面のみならず、景観に配慮した計画のもと、統廃合も含めた適正な配置を行う。

文化財建造物及び史跡等の周辺における多機能トイレや休憩施設などの便益施設については、その所在する状況に応じた必要な整備を進める。展示施設として公開活用している文化財建造物についても、より効果的な展示や、その価値や魅力向上に資する便益施設や交流施設としての活用に取り組む。また、サイン計画あるいは案内板・説明板ガイドラインの策定を検討しつつ、文化財や歴史文化施設周辺の自動車系案内サインや歩行者系誘導サイン、文化財説明板の充実に引き続き努めるとともに、多言語対応と併せて劣化した説明板等の計画的な修繕や更新を進める。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

歴史的風致の維持及び向上のため、文化財のみならず、その周辺環境の保全についても適切な措置を講じる必要がある。都市計画法や景観法、長崎市景観条例、長崎市景観計画、長崎市屋外広告物条例等の関係法令に基づき、民間事業者や地域住民、文化財所有者・管理者等との合意形成、市民意識の啓発を図りながら、文化財の周辺環境を保全する。また、環長崎港夜間景観向上基本計画に基づき、文化財周辺の夜間景観の整備向上を図る。

文化財の周辺に所在する景観を損ねる要素については改善や除却を図るとともに、周辺の環境整備を行う場合は文化財との調和に配慮するなど、適切な措置を講じていく。特に景観に大きな影響を与える公共空間については、市民参加の機会を積極的に創出しながら整備を行い、景観形成に先導的な役割を果たしていく。

(5) 文化財の防災に関する方針

長崎市は一般に地形が急峻で平坦地が少ない地理的特性から、土砂災害や風水害に弱い特性を有している。昭和57年(1982)の長崎大水害では、中島川や浦上川の氾濫による都市型水害が同時発生し、眼鏡橋をはじめとする中島川の石橋群が全半壊するなど甚大な被害が生じた。文化財、特に建造物等の有形文化財については、火災や風水害、地震等により毀損、滅失する恐れがあることから、長崎市地域防災計画・長崎市水防計画等に基づく総合的な防災対策を引き続き推進するとともに、文化財の防災について、「国宝・重要文化財(建造物)の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」に基づく措置を講じていく。

保存活用(管理)計画を策定している重要文化財建造物については、同計画に記載する防火管理計

画に基づく予防措置、火災報知設備や消火設備、避雷設備、防犯設備などの設備整備及び保守管理、自衛消防隊による定期的な消火訓練などの適切な措置を講じる。また、地震対策についても、耐震診断結果に基づく計画的な耐震補強工事に取り組み、地震時における建造物の安全性の確保を図る。保存活用（管理）計画未策定の文化財建造物についても、保存活用計画に準じて、それぞれの建造物の特性に応じて必要な措置の検討を行う。

また、長崎市では、文化財を火災、震災その他の災害から守り、文化財愛護思想の高揚を図るため、文化財防火デーを中心に毎年一週間程度、重要文化財建造物及びその周辺において、消防当局、所有者・管理者、周辺地域住民と共同で、予防査察、消防訓練、広報活動を内容とする文化財防火運動を展開している。その他、文化財保護強調週間には、電力事業者の社会貢献活動として、国宝や重要文化財建造物の電気設備点検が実施されている。今後とも、ハード・ソフトの両面から、関係機関や文化財所有者・管理者、民間事業者、地域住民と連携し、火災や自然災害、人為的毀損から文化財を保護していくために必要な防災対策を推進していく。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

長崎市は、文化財の価値に対する市民の理解を深めるための普及啓発活動として、歴史文化遺産に親しんでもらうための「文化財めぐり」や「出前講座」、「ながさき歴史の学校」、「長崎の歴史文化に関するシンポジウム」などを実施し、市民の誰もが気軽に長崎の歴史を学べる機会の創出に努めている。今後も、学校教育や生涯学習等の様々な場面において文化財を活用し、市民と文化財との接点を増やす取組みを行うことで、文化財の保存・活用への関心の裾野を広げていく。来街者に対しても「長崎さるく」等を通じた長崎市の歴史文化への理解促進と文化観光の一層の充実を図るとともに、文化財の保存・活用についての幅広い普及・啓発を図るため、ホームページやSNSを活用した情報発信の充実や、近年増加している外国人旅行者の滞在満足度の向上、長崎市の歴史文化に対する理解促進に向けた多言語対応の充実に努める。また、文化財をユニークベニューとして活用したイベント、レセプション等の実施も検討する。

市民団体等においても、長崎史談会^{しだんかい}など歴史研究団体による講座の実施、長崎さるくの市民ガイドによる文化財をはじめとしたまちの魅力の発信、郷土芸能保存協議会や各民俗文化財の保存会による保存・継承活動、市民ボランティアである文化財サポーターによる文化財の清掃・調査活動、地域住民や学校、企業等による文化財周辺の清掃活動などの様々な取組みが行われている。引き続き、これら文化財の保存・活用、普及啓発活動を行っている市民団体等との連携を図っていく。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

長崎市における周知の埋蔵文化財包蔵地は令和4年（2022）2月時点で259箇所あり、その時代区分の内訳は、旧石器10件、縄文83件、弥生22件、古墳14件、古代3件、中世61件、近世91件、近代11件で（重複する遺跡あり）、海外と交易を行っていたことから、国際色豊かな遺物が出土することが特徴である。周知の埋蔵文化財包蔵地において開発行為等が行われる際は、関係部局や長崎県との連携のもと、事前に開発者等と協議をしたうえで、必要に応じて発掘調査を実施するな

長崎市歴史的風致維持向上計画

ど、適切な保護措置を講じる。また、周知の埋蔵文化財包蔵地となっていない箇所についても、新たな遺跡が発見された場合には開発者等へ報告を求めており、必要に応じて適切な保護措置を講じる。

(8) 文化財の保存・活用の体制と今後の方針

長崎市では、文化財の保存・活用に関する事務を文化観光部文化財課が主管しており、学芸員 6 名、建築技術職員 2 名、事務職員 6 名、総数 14 名の職員を配置している。附属機関として、長崎市文化財保護条例に基づき、考古資料、美術工芸、キリシタン史各 2 名、建造物、古文書、民俗、地質、天然記念物、土木工学各 1 名の計 12 名の学識経験者で構成される長崎市文化財審議会を設置している。また、長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき長崎市伝統的建造物群保存地区保存審議会を設置しているほか、長崎市指定文化財等保存・整備委員会を設置し、個別の指定文化財の保存や整備、活用等の重要事項について審議を行っている。

文化財の保存・活用に関する事務のうち出島^{おらんだ}和蘭商館跡の復元整備に関する事務は、文化観光部出島復元整備室で所管しており、学芸員 2 名、事務職員 3 名、計 5 名の職員を配置し、附属機関として長崎市出島史跡整備審議会を設置している。その他、文化観光部内には、長崎学の調査研究を行う長崎学研究所（学芸員 2 名配置）と 2 つの世界文化遺産に関する事務等を行う世界遺産室、原爆被爆対策部内には、被爆資料の調査収集等を行う被爆継承課（学芸員 1 名配置）がある。今後も庁内関連部局が文化庁、長崎県教育委員会などの関係機関や附属機関と連携し、文化財行政を推進する。

長崎市では、文化観光の一層の推進を図ることを目的として、地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき、平成 20 年（2008）4 月より文化財の保護に関する事務を首長部局の職員が補助執行している。

※職員配置数は、令和 4 年（2022）2 月時点

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

文化財の保存・活用には、行政だけでなく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる地域住民や市民活動団体、教育機関、民間事業者等との連携が不可欠であることから、引き続きこれら団体の活動の活性化を図るため、必要な情報提供や人材育成等について積極的に支援するとともに、官民連携による文化財の保存・活用の取組みを推進する。

■長崎市の文化財の保存・活用に関わる団体一覧（自治会を除く）

名 称	主な活動地域	活動概要
NPO法人 長崎史談会	長崎県全域	長崎学の調査、研究、公開講座や史跡めぐりの実施、機関紙「長崎談叢」の発行等
長崎伝統芸能振興会	長崎くんちの踊町の地域	長崎くんちの円滑な運営、振興と伝統芸能の保存育成
長崎郷土芸能保存協議会	市全域	長崎市内の郷土芸能保存団体相互の連絡調整、長崎郷土芸能大会の開催
若宮稲荷神社竹ン芸保存会	若宮稲荷神社	若宮稲荷神社竹ン芸の保存継承
長崎明清楽保存会	市全域	明清楽の保存継承
現川浮立保存会	現川町	現川浮立の保存継承
馬場本浮立保存会	矢上町	馬場本浮立の保存継承
ささら浮立保存会	上戸石町	ささら浮立の保存継承
間の瀬狂言保存会	平間町	間の瀬狂言の保存継承
中尾獅子浮立と唐子踊保存会	田中町	中尾獅子浮立と唐子踊の保存継承
矢上町コッコデショ保存会	矢上町	矢上町コッコデショの保存継承
田之浦本浮立保存会	矢上町	田之浦本浮立の保存継承
矢上平野浮立保存会	矢上町	矢上平野浮立の保存継承
長崎しゃぎり保存会	長崎くんち	くんち奉納音曲長崎しゃぎりの保存継承
蠣道浮立保存会	かき道地区	蠣道浮立の保存継承
中里獅子浮立保存会	中里町	中里獅子浮立の保存継承
牧島銭太鼓保存会	牧島町	牧島銭太鼓の保存継承
芒塚獅子舞保存会	芒塚町	芒塚獅子舞の保存継承
北浦獅子踊・俵かたげ踊保存会	北浦町	北浦獅子踊・俵かたげ踊の保存継承
飯香浦地蔵祭飾そうめん保存会	飯香浦町	飯香浦地蔵祭飾そうめんの保存継承
太田尾地蔵祭飾そうめん保存会	太田尾町	太田尾地蔵祭飾そうめんの保存継承
小ヶ倉獅子舞保存会	小ヶ倉地区	小ヶ倉獅子舞の保存継承
平山の大名行列保存会	平山町	平山の大名行列の保存継承
竿浦・江川浮立保存会	竿浦町・江川町	竿浦・江川浮立の保存継承
深堀鍛冶町獅子舞保存会	深堀地区	深堀鍛冶町獅子舞の保存継承
滑石竜踊保存会	滑石地区	滑石竜踊の保存継承
三ツ山浮立保存会	三ツ山町	三ツ山浮立の保存継承
横尾だんじり保存会	横尾地区	横尾だんじりの保存継承
住吉コッコデショ保存会	住吉町	住吉コッコデショの保存継承
式見女角力保存会	式見町	式見女角力の保存継承
俵藤太の百足退治保存会	式見町	俵藤太の百足退治の保存継承
陸上女ペーロン保存会	式見町	陸上女ペーロンの保存継承
ヘラヘラ踊保存会	式見町	ヘラヘラ踊の保存継承
安珍清姫保存会	式見町	安珍清姫の保存継承
相川町月の輪太鼓保存会	相川町	相川町月の輪太鼓の保存継承
式見木場浮立保存会	式見町	式見木場浮立の保存継承

長崎市歴史的風致維持向上計画

名称	主な活動地域	活動概要
鍬踊獅子舞保存会	式見町	鍬踊獅子舞の保存継承
式見里コッコデショ保存会	式見町	式見里コッコデショの保存継承
盆踊り（東檜山）保存会	檜山町	盆踊り（東檜山）の保存継承
東上面浮立保存会	三重町	東上面浮立の保存継承
大江山鬼退治（東上）保存会	三重町	大江山鬼退治（東上）の保存継承
竜踊（角）保存会	三重町	竜踊（角）の保存継承
竜踊（角上）保存会	三重町	竜踊（角上）の保存継承
盆踊り（畝刈・多以良）保存会	畝刈町・多以良町	盆踊り（畝刈・多以良）の保存継承
盆踊り（京泊）保存会	京泊地区	盆踊り（京泊）の保存継承
盆踊り（西檜山）保存会	檜山町	盆踊り（西檜山）の保存継承
三重くどき踊保存会	三重町	三重くどき踊の保存継承
崎上浮立保存会	三重町	崎上浮立の保存継承
馬場浮立保存会	三重町	馬場浮立の保存継承
野母の盆踊保存会	野母町	野母の盆踊の保存継承
長崎半島樺島ハイヤ節保存会	樺島町	長崎半島樺島ハイヤ節の保存継承
高浜八幡神社大祭奉納相撲保存会	高浜町	高浜八幡神社大祭奉納相撲の保存継承
高島鼓響塾（姫大蛇）保存会	高島町	高島鼓響塾（姫大蛇）の保存継承
一般社団法人 長崎国際観光コンベンション協会	市全域	観光振興、長崎さるくの運営、長崎ハタ揚げ大会や長崎ペーロン選手権大会の開催等
NPO法人 世界遺産長崎チャーチトラスト	市全域	世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」に関する啓発及び周辺環境の整備・保存に関する事業
NPO法人 長崎コンプラドール	市全域	長崎さるくの市民プロデューサーによるまち歩き観光等の推進
十善寺地区まちづくり協議会	十善寺地区	唐人屋敷跡の保存活用
十善寺龍踊会	十善寺地区ほか	龍踊の保存、旧唐人屋敷地区のまちおこし
長崎女子高等学校龍踊部	市全域	龍踊の保存、活用
浪の平地区まちづくり協議会	浪の平地区	旧居留地（浪の平地区）のまちづくり活動
東山手地区町並み保存会	東山手町	東山手伝建地区における歴史的景観の保全活動
南山手地区町並み保存会	南山手町	南山手伝建地区における歴史的景観の保全活動
NPO法人 長崎の風	東山手町	東山手甲十三番館の運営（長崎市との協働による社会実験）
大浦青年会	大浦町一帯	長崎居留地まつり、大浦くんちの運営等
ピースウィング長崎 （長崎市平和推進協会）	平和公園一帯	被爆の実相と平和の尊さを次世代に伝える平和案内人（ボランティアガイド）活動
深堀地区まちづくり推進協議会	深堀地区	旧佐賀藩深堀領城下町の歴史的資産を活かしたまちづくり活動
出津地区まちづくり協議会	外海地区	石積修復用の石材の確保や石積体験事業の実施など、石積技術の保存継承活動。
一般社団法人 ド・ロさまの家	外海地区	出津救助院の運営
長崎外海・ヴォスロール姉妹都市委員会	外海地区	ド・ロ神父のふるさと、フランス・ヴォスロール村との交流事業の実施
長崎市文化財サポーター	市全域	文化財の清掃、調査活動

2 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域は長崎市の歴史的建造物が集積する区域である。令和4年（2022）2月時点で重点区域内には2つの重要伝統的建造物群保存地区があり、地区内には国宝1件（大浦天主堂）をはじめ、旧グラバー住宅など重要文化財8件、長崎県指定有形文化財1件、長崎市指定有形文化財1件を含む歴史的建造物53件が所在しており、石畳の道路や石溝、煉瓦塀、居留地境や地番を示す石標などが、旧外国人居留地の歴史的風致を伝えている。さらに、重要伝統的建造物群保存地区外においても、登録有形文化財1件、景観重要建造物2件が所在している。

重点区域内の指定文化財及び重要伝統的建造物群保存地区については、文化財保護法や長崎県文化財保護条例、長崎市文化財保護条例及び長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例その他関係法令、長崎市東山手伝統的建造物群保存地区保存計画及び長崎市南山手伝統的建造物群保存地区保存計画に基づき、所有者・管理者と連携しながら引き続き保存のために適切な措置を講じるとともに、地域住民の理解のもと、民間事業者等と連携して文化財の価値や魅力を高めるための効果的な活用を図る。

令和4年（2022）2月時点で保存活用（管理）計画が策定されている国宝大浦天主堂、重要文化財4件（旧グラバー住宅・旧オルト住宅・旧リンガー住宅・旧長崎英国領事館）及び史跡大浦天主堂境内については、計画に基づき、適正な保存管理、環境保全、防災、活用の取組みを進めて行く。保存活用計画未策定の文化財についても適切な保存整備や活用を図るため、保存活用計画の策定指針などに則って、計画の策定に努める。

伝統的建造物群保存地区外に所在する登録有形文化財、景観重要建造物などのうち、歴史的風致の維持及び向上に資するものについては、所有者・管理者と協議しながら歴史的風致形成建造物への指定を検討し、適切な保存・活用を図る。また、地域に根差している伝統行事や祭礼等を含め民俗文化財については、必要に応じて調査等を行い、記録の作成や指定など、適切な保存・活用に努める。さらに、重点区域内の未指定の文化財のうち、特に価値が認められるものについては、指定・登録制度に基づき、適切な保存・活用に努める。

長崎市歴史文化基本構想において重点区域一帯は、「海外交流拠点遺跡区域」として歴史文化保存活用区域に設定されており、「長崎居留地と国際航路」のテーマで関連文化財群が設定されている。歴史的風致の維持及び向上のため、文化財とその周辺環境を含めた一体的な保存・活用を図るための取組みを進めていく。

【対応する事業】

- 重要文化財旧長崎英国領事館本館ほか9棟保存整備事業
- 重要文化財旧グラバー住宅主屋保存整備事業
- 伝統的建造物（民間所有）保存整備補助事業
- グラバー園伝統的建造物耐震対策事業
- 重要文化財旧オルト住宅保存整備事業

(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

重点区域内の重要文化財等の歴史的建造物は、幕末から明治時代に建築されたものが多いこと、公開活用が図られている建造物が多いことから、文化財としての価値の保全及び利用者の安全を確保する観点から、計画的な修理・整備を行う。

旧長崎英国領事館は、明治 41 年（1908）の建設以来、大規模な修理等がなされておらず、地盤沈下や建物の傾斜、外壁の劣化等が進行していたことから、耐震補強を含めた本格的な保存修理を平成 27 年（2015）度から令和 7 年（2025）度までの計画で実施している。保存整備にあたっては、建設当時の図面や痕跡調査により判明した建物の改変状況を踏まえ、可能な限り建設当初の状態に復原する。また耐震補強工事にあたっては、補強部材をできるだけ目立たなくする等、文化財としての価値を損なわないよう配慮する。

グラバー園内の旧グラバー住宅をはじめとする重要文化財 3 件、同園内の重要文化財を除く歴史的建造物、及び重要伝統的建造物群保存地区内に所在する旧杠葉本館等、市所有の歴史的建造物について、耐震補強等の保存・修理を順次実施していく。また、旧マリア園など、民間所有の伝統的建造物についても、耐震補強等、保存・修理のための技術的・財政的支援に引き続き取り組む。

重要伝統的建造物群保存地区外に所在する登録有形文化財、景観重要建造物等についても、歴史的風致形成建造物への指定により、保存・修理のための支援を実施する。また、ヘリテージマネージャー等、歴史的建造物の保存修理に携わる技術者の育成支援に取り組む。

【対応する事業】

- 重要文化財旧長崎英国領事館本館ほか 9 棟保存整備事業
- 重要文化財旧グラバー住宅主屋保存整備事業
- 伝統的建造物（民間所有）保存整備補助事業
- グラバー園伝統的建造物耐震対策事業
- 景観形成助成金
- 重要文化財旧オルト住宅保存整備事業

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域では、昭和 49 年（1974）に南山手外国人居留地に現存する重要文化財の旧グラバー住宅、旧リンガー住宅、旧オルト住宅を核に、市内に点在していた 6 つの明治期の洋風建築を移築復元したグラバー園を整備して、歴史的建造物の公開活用を行っており、国内外から年間約 100 万人の観光客が訪れる異国情緒あふれる観光名所として親しまれている。

また、旧香港上海銀行長崎支店（長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館）や旧長崎税関下り松派出所（長崎市べっ甲工芸館）、東山手十二番館（長崎市旧居留地私学歴史資料館）、東山手洋風住宅群 7 棟（長崎市古写真・埋蔵資料館）、旧羅典神学校（大浦天主堂キリシタン博物館）など、重要文化財等の歴史的建造物を資料館等の用途で公開活用している。

長崎市は、伝統的建造物群保存地区内の建造物 53 件のうち 27 件を所有している。これらは、

主に展示施設として公開活用されているが、より効果的な展示や便益施設・交流施設としての活用など、重点区域内の回遊性や区域全体の魅力向上に資する活用のあり方について、民間活力の導入も視野に入れながら、DMO等と連携して調査・検討を行う。

また、重点区域内の説明板や案内板には、老朽化により板面等の劣化が進行しているものが見受けられることから、統一的なデザインの採用や多言語対応と併せてこれらの計画的な修繕や更新を進める。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域の大部分が、長崎市景観計画に基づく東山手・南山手地区景観形成重点地区に指定されており、建築行為や屋外広告物への規制など必要な景観保全の措置が講じられているほか、その他の区域も長崎市景観計画に基づく一般地区として一定の保全措置が講じられている。伝統的建造物群保存地区については、条例で現状変更の規制や保存のための措置が講じられており、引き続き関係法令に基づき、地域住民や民間事業者の理解を得て、重点区域における文化財の周辺環境を保全する。

また、重点区域に係る「景観まちづくりガイドライン」の策定を進め、これに基づく建築物や工作物等の修景を推進するとともに、文化財の周辺環境の保全と持続可能な営みの両立を図るために必要な建物用途等の規制緩和に取り組む。

文化財と調和のとれた周辺環境整備として、景観を阻害する電線・電柱や老朽危険空き家、屋外広告物への対策に引き続き取り組むとともに、緑化や回遊路の舗装美装化、広場整備、夜間景観の向上に資するライトアップ設備や街路灯の整備などを、市民との協働により推進する。

【対応する事業】

- 花のあるまちづくり事業（ばらチャレンジ事業）
- グラバー園施設整備事業
- 老朽危険空き家対策事業
- 老朽危険空き家除却費補助事業
- 夜間景観整備事業
- 景観まちづくりガイドライン策定
- 景観支障物件の除却

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

令和4年（2022）2月時点で保存活用計画を策定している旧グラバー住宅、旧オルト住宅、旧リンガー住宅、旧長崎英国領事館については、防火管理計画に基づく予防措置、火災報知設備や消火設備、避雷設備、防犯設備などの設備整備及び保守管理、自衛消防隊による定期的な消火訓練など、適切な措置を講じる。保存活用計画未策定の文化財建造物についても、保存活用計画に準じて、それぞれの建造物の特性に応じて必要な防災対策を講じるよう努める。

民間所有の文化財においても、大浦天主堂境内に防災・防犯対策のための炎センサー、赤外線

長崎市歴史的風致維持向上計画

センサー、監視カメラ、屋外消火栓の設置や、旧羅典神学校及び旧長崎大司教館への自動火災報知設備等の設置が行われるなど取組みが進められており、引き続き、所有者による防災・防犯対策を促進する。

平成 27 年（2015）度から重要文化財旧長崎英国領事館、平成 30 年（2018）度から重要文化財旧グラバー住宅の耐震補強工事を実施している。今後、旧オルト住宅、旧リンガー住宅の耐震診断及び耐震補強工事に順次着手する。平成 25 年（2013）度からはグラバー園内の重要文化財を除く歴史的建造物の耐震補強工事を実施している。旧マリア園等における所有者による耐震化の取組みについても引き続き支援を行う。

伝統的建造物群保存地区は、木造建築が多いことに加え、斜面市街地で道幅も狭く、緊急車両が入らないなど、防災上の課題も少なくない。そこで長崎市では、伝統的建造物群保存地区防災計画策定に向けた環境物件（石垣）の危険度調査を実施している。今後も、その他必要な調査を実施し、伝統的建造物群保存地区の総合的な防災対策に取り組むとともに、火災や自然災害から文化財を保護していくため、消防当局や文化財所有者・管理者、民間事業者、重点区域内の地域住民と連携し、文化財防火デーにおける予防査察・消防訓練・広報活動などの防災対策を推進していく。また、文化財保護強調週間における、電力事業者による国宝や重要文化財建造物の電気設備点検の結果を文化財所有者・管理者と共有して、適切な対応を行うなど、民間事業者の社会貢献活動とも連携しながら、防災面も含めた文化財への関心を高めていく。

【対応する事業】

- 重要文化財旧長崎英国領事館本館ほか 9 棟保存整備事業
- 重要文化財旧グラバー住宅主屋保存整備事業
- 伝統的建造物（民間所有）保存整備事業
- グラバー園伝統的建造物耐震対策事業
- 重要文化財旧オルト住宅保存整備事業

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内では、旧長崎英国領事館の保存修理現場を見学する「文化財めぐり」や、旧グラバー住宅の保存修理現場の様子を外から観察できる展望デッキの整備など、長期に及ぶ保存修理現場を公開することで、市民や来街者に文化財保存の活きた現場を体感してもらい、理解を促す取組みを行っている。また、増加する外国人旅行者への対応として、長崎市公式観光サイト内に長崎居留地の文化財を紹介するページを多言語で整備したほか、区域内の周遊を促すための多言語パンフレットの作成や、重点区域内の歴史文化施設の展示解説やリーフレットの多言語化にも取り組んでいる。今後も、こうした取組みを通じた普及啓発・情報発信を推進する。重点区域内の歴史的建造物をユニークベニューとして活用したイベント、レセプション等の実施にも積極的に取り組み、文化財の価値や魅力の発信と、その保存活動の機運醸成に努める。

市民団体等においても、東山手・南山手の両地区に組織された町並み保存会を中心とした地域住民により、町並み保存センターを拠点とした伝統的建造物群保存地区の普及啓発に関する活動

が行われている。また、大浦青年会を中心とした市民団体が組織された実行委員会により、毎年9月中旬に開催される「長崎居留地まつり」では、外国人居留地であった地区の歴史や文化を発信する多彩な取組みが行われている。区域内にある大浦小学校では、子供たちがまち歩きを通して地域の歴史や洋館の魅力に触れる地域学習の時間を設けているほか、活水女子大学の学生と町並み保存会との協働により、地区内の周遊を促すため、QRコードを介してインターネット上のマップと連携するしおり型の情報ツール「洋館とりっぷ」を作成するなど、重点区域内では、様々な普及・啓発の取組みが行われている。

今後も、重点区域内の市民団体等と連携しながら、歴史的風致の維持及び向上を図るため、文化財の保存及び活用についての普及啓発活動に取り組んでいく。

【対応する事業】

- ながさき歴史の学校事業
- 出前講座
- まちなか賑わいづくり活動支援事業

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地は、近代の遺跡「小曾根鼎山窯跡」1箇所があり、ここで開発行為が行われるときは、試掘調査を実施したあと、必要に応じて本調査を実施する。調査によって遺構等が確認された場合は、関係部局や長崎県との連携のもと、適切な保護措置を講じる。

重点区域内は、幕末に設置された長崎居留地の範囲内であるため、周知の埋蔵文化財包蔵地となっていない箇所についても、今後新たに遺跡が発見される可能性があることから、開発者に協力を求めるなど、適切な措置を講じていく。

(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内において文化財の保存・活用に取り組む団体として、伝統的建造物群保存地区内の洋館所有者を中心に地域住民等で組織されている東山手地区町並み保存会及び南山手地区町並み保存会、浪の平地区まちづくり協議会、大浦青年会やNPO、活水女子大学のサークル、その他の市民団体などがあり、様々な活動を展開している。

文化財の保存・活用には、行政だけではなく、地域住民や市民活動団体、教育機関、民間事業者等との連携が不可欠であることから、それらが相互に連携・調整を図るための「重点区域歴史まちづくり協議会」を組織し、歴史まちづくりの取組みを推進する。